

令和7年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を確実にかつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、更なる貢献を強めるべく事業を推進する。

資金管理法人は、令和7年度においても、法第93条に規定する資金管理業務を行う。具体的には、リサイクル料金の収受、リサイクル料金の管理・運用、リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し、中古車輸出時のリサイクル料金の返還及び特定再資源化預託金等(以下「特預金」という。)の出えん等を確実にかつ効率的に実施する。

さらに、令和7年度から自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されることに伴う対応を行うほか、令和8年1月に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進する。

II 事業内容

令和7年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

令和7年度は、新車登録・検査時預託488万台分559億円、引取時預託2万台分1億円のリサイクル料金の収受を見込む。

収受形態	台数	リサイクル料金 収入
新車購入時預託	4,880千台	55,916百万円
引取時預託	19千台	106百万円
合計	4,899千台	56,022百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

令和7年度末における保有債券額面残高は9,114億円を見込む。このうち、令和7年度の新規債券取得額面金額は1,033億円を見込む。

なお、令和6年度に実施したラダー型ポートフォリオの在り方の検討結果を踏まえ、ラダー型運用の期間を現行の15年程度から20年への延伸を開始する。

また、ESG投資（環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資）を通じて社会貢献の拡大に努めていく。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和7年度は、ASR231万台分144億円、エアバッグ類227万台分54億円、フロン類228万台分47億円、情報管理料金255万台分5億円、及び利息として合計36億円を見込む。

品目	台数	払渡支出(利息除く)
ASR	2,314千台	14,416百万円
エアバッグ類	2,273千台	5,410百万円
フロン類	2,279千台	4,672百万円
情報管理料金	2,551千台	490百万円
合計		24,988百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和7年度は、165万台分190億円、及び利息として15億円を見込む。

5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託金等の出えん等を行う。

- (1) 離島対策支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計209百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、12百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法において252百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、8百万円を出えんする。

- (4) 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に係る開発及びテスト等に要する資金として、資金管理法人において1,383百万円を充て、情報管理センターに対して1,058百万円を出えんする。
- (5) 自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されることに伴い、これまで自動車製造業者等が負担してきた当該費用として、資金管理法人において625百万円を充て、情報管理センターに対して390百万円を出えんする。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、令和5年度に策定したシステムの利便性、拡張性及び効率性の向上策を織り込んだシステム設計に基づき、システムテスト、切替準備、関係者への周知、マニュアル整備、問合せ体制構築等を着実に推進し、万全の準備を整えた上で令和8年1月の本番稼働開始に備える。

資金管理業務としては、キャッシュレスや決済手段の多様化に対応した効率的かつ利便性の高いリサイクル料金の収受方法や、ペーパーレス化やデジタル化に対応した簡素かつ利便性の高い電子申請の手続き等を実現するためのシステム切替のための準備等を推進する。

以上